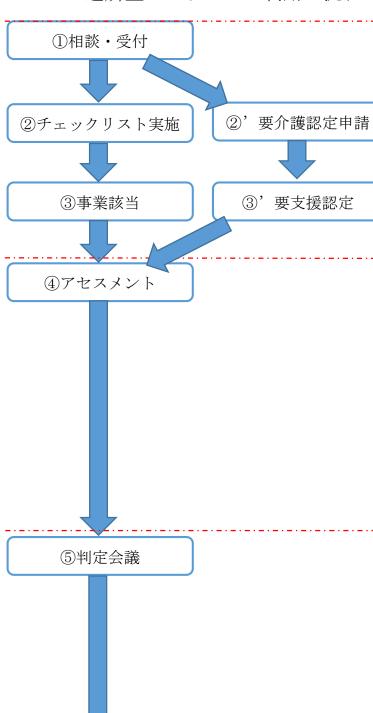
第一号通所事業(短期集中予防サービス)実施要領

- 1. 【事業の名称】第一号通所事業(短期集中予防サービス。以下「通所型C」という。)
- 1. 【事業目的・内容】要支援者及び第一号事業対象者(以下「要支援者等」という。)に対して、3~6カ月の短期間で理学療法士・作業療法 士が、生活上の問題・課題及びその背景・原因を総合的に把握・評価し、必要な機能訓練を実施し、問題解決・原因の解 消を図り、自立した生活を目指すものである。
- 1. 【根拠法令等】介護保険法第115条の45第1項第1号口 地域支援事業実施要綱(国)別記1 総合事業ー(1)介護予防・生活支援サービス事業ーイ各論ー(イ)通所型サービスー④ 橿原市第一号事業実施要綱 別表ー4通所型サービスCの事業費 橿原市第一号事業の人員(中略)を定める要綱第53条〜第62条
- 1. 【対象者】要支援者等のうち、介護予防ケアマネジメントで事業の利用が適当であると判断された者。
- 1. 【担当職種】理学療法士・作業療法士
- 1. 【実施期間及び場所】年間を通じて実施。第一号通所事業所(短期集中予防サービスの指定を受けている事業所に限る)。
- 1. 【利用頻度】ケアマネジメントにより、必要と認められた頻度。
- 1. 【提供時間】概ね1時間半~2時間
- 1. 【費 用】1~3カ月目:4,740円/回 ※利用者負担は200円 4~6カ月目:4,460円/回 ※利用者負担は200円
- 1. 【注 意 点】訪問c終了後の行き場として、通いの場(元気な一歩会、ふれあいサロン等)を案内すること。

1. 通所型C サービス利用の流れ



<u>I:対象者の把握・抽出。</u>

退院直後のみならず、傷病直後や一時的な体調不良後(夏バテ等)も含み、短期間 に集中して関与することで自立への効果が見込める者が対象者となる。よって、日ごろの総合相談支援業務(実態把握)の中で随時対象者を抽出する。

I:課題(問題)と目標設定は具体的にする。

「入浴が困難」という課題の場合には、どの様な動作が不自由で入浴が困難なのか等の詳細な 課題分析が必要である。また、「安心した生活を送る」という様な抽象的な表現ではなく、 自立に向けた目標とする。

例)×:「デイを利用して清潔保持をする」

〇:「自宅でお風呂にはいれるようになる」

Ⅱ:自立に対する本人の意思・意欲を確認する。

最終的な目標は自立である。アセスメントの段階で利用者には3ヶ月で自立するという意思・ 意欲があるか確認し、そのことについて合意がなされている必要がある。

Ⅲ:第三者の立場で客観的な判断をする。

本人や事業所の意向だけでなく、効果があるか・必要があるかを意識する。

I:関係者(市・包括)による判定会議(翌月利用開始対象者)で判定する。

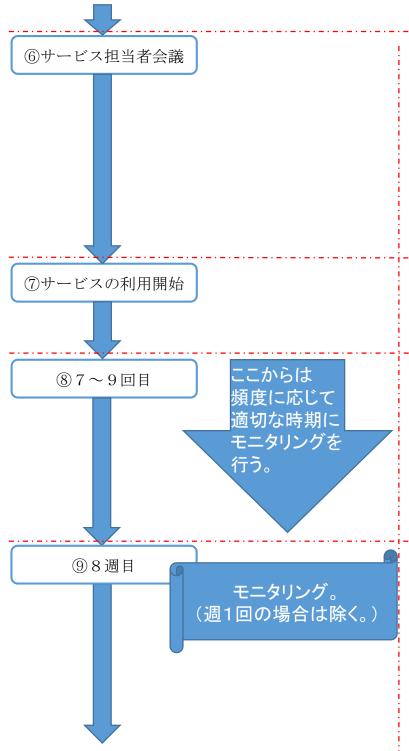
判定会議(ケース会議)を行う。ここでは課題と目標の確認を行い、通所型Cの対象者とするか判定する。

Ⅱ:提供サービスの確認。

頻度が週3回や、期間が2ヶ月間であっても良い。また、通所型Cだけでなく、他のサービスについても検討する。

Ⅲ:終了後の生活や社会資源について確認する。

最終目標について、終了後の自立した生活像が具体的に描けているか、地域の活動等の地域資源や趣味活動に繋がっているかを確認する。



I:構成員について。

構成員については包括・通所担当者 (PT/OT) ・訪問担当者 (併用する場合) を最低限の構成 員とする。利用者の課題や目標等によっては栄養士・歯科衛生士・看護師等の参加も考えられる。

Ⅱ:目標(終了後の生活像)を共有する。

担当者全員が最終的な目標(終了後の生活像)を共有する必要がある。

Ⅲ:目標達成のための手段を検討する。

目標達成に向けた段階的な目標(短期目標)及びその期間を設定し、訓練内容を検討する。この短期目標の積み重ねが、最終的な目標の達成に繋がることを意識する。

Ⅳ:セルフケアを意識する。

提供されるサービスを利用するだけでなく、家族や本人が意識して行うべき事や取り組むべき事についても検討し、インフォーマルサービスとして位置づける。

I:本人の意識・取り組み状況について確認する。

本人の満足度や訓練の取り組み状況について確認する。このとき、他のサービスや、セルフケアとして位置づけている内容についても、その取り組み状況を確認する。

Ⅱ:訓練内容と進捗状況(目標達成度)について確認する。

「⑥サービス担当者会議」で検討した訓練内容と短期目標の進捗状況(目標達成度)を確認する。

Ⅲ:今後の方針について検討する。

進捗状況(目標達成度)により今後の訓練内容等を検討する。検討内容としては訓練内容や目標設定の妥当性、セルフケアの取り組み状況等が考えられる。目標達成できているかどうかに関わらず、随時検討し見直しを行う。

I:取り組み状況や進捗状況、目標達成度について確認する。

⑧と同様に取り組み状況や進捗状況等について確認する。

Ⅱ:終了後を見据えた具体的な動作の訓練を検討する。

最終的な目標を見据え、具体的な動作等に関する訓練を検討する。このとき、セルフケアについても再度検討する必要がある。(下記例参照)

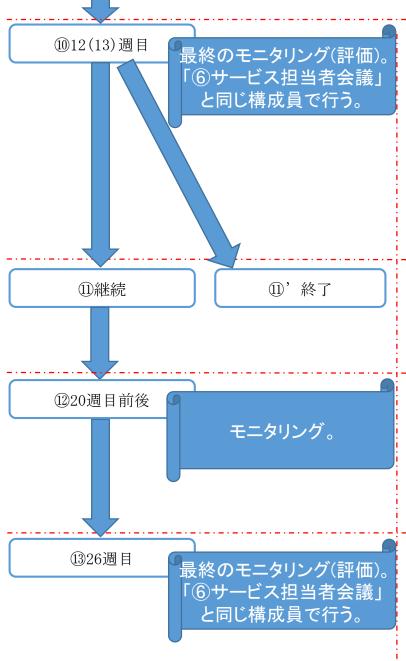
例1)目標:「○○まで一人で行くことが出来るようになる」

課題:「道のりの中で坂道がある」

訓練:「坂道を登ったり下ったりする」

例2)目標:「自宅でお風呂に入る」

課題:「浴槽を跨ぐ際に片足の立位が不安定である」訓練:「手すりや浴槽台の仕様を想定した跨ぎの訓練」



I:目標達成度等について確認する。

⑧・⑨と同様に目標達成度や取り組み状況等について確認する。

Ⅱ:終了可能かどうかを検討する。

通所型Cを終了して、地域の活動や趣味活動へ繋げられるか、目標として設定した自立した生活が可能かどうか検討する。目標達成できないようであれば他のサービスに繋げる、通所型Cを延長する等検討する。但し、今後はセルフケアや社会資源の活用、一般介護予防事業で目標を達成することが可能であれば通所型Cを終了する。また、通所型Cの延長は、期間を延長することで目標を達成できる場合に限られる。このとき、延長期間は全て3ヶ月とするのではなく、必要とする月数を検討すること。目標の見直しも行う。

Ⅲ:終了可能でなかった場合、その原因について検討する。

設定した目標と期間は妥当であったか、訓練内容は適切であったか、本人の取り組み状況はどうだったのか等、その原因について検討する。

終了までに、通所型C終了後の行き場として、通いの場(元気な一歩会やふれあいサロン)を案内する。

⑧ or ⑨と同様に本人の意識・取り組み状況や訓練の進捗状況、目標達成度の確認を行い、 終了に向けた訓練や終了基準の検討を行う。

<u>I:目標達成度について確認する。</u>

⑩と同様に目標達成度について確認する。

Ⅱ:終了可能かどうかを検討する。

⑩と同様に地域の活動や趣味活動へ繋げられるか、目標として設定した自立した生活が可能かどうか検討する。

Ⅲ:終了可能でなかった場合、その原因について検討し、情報を蓄積させる。

⑩と同様に目標達成できなかった原因について検討する。検討した原因については、今後のアセスメントやサービス内容の決定に際し活用できるため、その詳細内容を蓄積させていく必要がある。

目標達成できた場合も、何が効果的であったのか等の検討・評価を行い、情報を蓄積する。